

平成 27 年度木とのふれあい推進事業の募集について

1 募集期間

平成 27 年 4 月 8 日（水）～ 6 月 2 日（火）

※郵送の場合、6 月 2 日（火）までに必着のこと

2 対象となる施設

都内に所在する幼稚園、認可保育所、認証保育所又は認定こども園、小学校
ただし、国公立の施設は対象となりません。

3 補助対象者

2 の対象施設において次の事業を行う者で、併せて多摩産材等の積極的な P R を行う者

- (1) 内装木質化：床、壁、建具等の仕上げ材として多摩産材を使用する内装木質化
- (2) 木製遊具の整備：多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備
- (3) 木製什器の整備：多摩産材を使用した木製什器の整備

4 募集要件

- (1) 平成 28 年 3 月 31 日までに事業が完了すること
- (2) 多摩産材の使用量の基準等
 - ア 内装木質化：1 m²あたり 0.03 m³以上
 - イ 木製遊具の整備：1 m²あたり 0.08 m³以上
 - ウ 木製什器の整備：製品個々において 50%以上木質化を行う部屋、遊具及び什器は、いずれも子供が日常的に利用するものであること
- (3) 一施設あたりの事業費が 50 万円以上であること
- (4) 事業者の創意工夫による、東京の森林や多摩産材の P R を行うこと。なお、以下の事項は必須とする。
 - ア 当該施設利用者等が見やすい場所への看板等の設置
 - イ 当該施設のホームページや配布物等における P R
- (5) 事業を実施した翌年度から 3 年間は、当該施設の利用状況等を東京都へ報告すること

5 予算額 4,400 万円

6 補助額 補助対象経費の 2 分の 1 以内（上限 400 万円）

7 補助対象経費（詳細は「木とのふれあい推進事業費補助金交付要綱」を参照のこと）

項 目	補助対象経費の内容
内装木質化	床、壁等の内装工事及び木製建具工事のうち、多摩産材を仕上げ材として使用する部分の工事費
木製遊具の整備	木製遊具の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費・安全対策費
木製什器の整備	木製什器の購入費・組立費・設置費・運搬費
P R に係る経費	看板等の制作費・設置費・購入費、広告費、ほか多摩産材の P R に要する経費

8 補助事業者の選定

採択に当たっては、次の視点から優先順位を設定し、予算の範囲内で補助事業者を選定します。順位の設定では、特に(1)の視点を重視します。

- (1) PRの内容 : 施設利用者等への積極的なPRを計画する者を優先する。
- (2) 利用者数 : 利用者数の多い施設を優先する。
- (3) 多摩産材使用量 : 多摩産材の使用量(総量及び子供一人あたりの量)が多い施設を優先する。
- (4) 補助の実績 : 新たに補助を受ける申請者を優先する。

9 応募方法

(1) ア～エの書類を6部作成し、(2)の提出先まで直接持ち込むか、郵送にて平成27年6月2日(火)まで(必着)にご提出ください。

(1) 応募書類(木とのふれあい推進事業実施要領第2に規定する書類)

ア 木とのふれあい推進事業応募申請書(要領第1～3号様式(各様式中に添付を指示されているものを含む。))

イ 位置図(事業を実施する施設の所在箇所、施設内での事業実施箇所)

ウ 設計図書(事業内容の詳細がわかる立面図、平面図等)

エ 使用する木材の量がわかる書類

(2) 応募書類の提出先

施設所在地	提出先
区部・島しょ	東京都産業労働局農林水産部森林課 木材流通担当 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 TEL 03-5320-4855
多摩地域	東京都森林事務所森林産業課 振興係 〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1 TEL 0428-22-1162

10 補助金交付までの流れ

事業者応募受付期間 : 平成27年4月8日(水)～6月2日(火)

事業予定者内定・通知 : 7月上旬(予定)

補助金交付申請 : 事業予定者は内定の通知後、補助金の交付申請を行う。

補助金交付決定通知 : 補助金交付申請後、2週間程度

事業着手 : 補助金交付決定通知を受けてから事業に着手

事業完了 : 事業終了後、実績を報告した後に補助金額の確定

11 問い合わせ先

東京都産業労働局農林水産部森林課 木材流通担当

(電話 03-5320-4855/FAX 03-5388-1466)

- ◆ 東京都産業労働局農林水産部ホームページに掲載されている「平成27年度木とのふれあい推進事業の募集に関するQ&A」には必ず目を通してください。